

我孫子二階堂高等学校学則（一部抜粋）

昭和42年4月1日制定

第1章 総則

（目的）

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法の主旨に従い、中学校教育の基礎の上に中学校を卒業した者に対し、高等普通教育を施し、個性の育成と共に社会有為の生徒を養成することを目的とする。

（名称）

第2条 本校は我孫子二階堂高等学校という。

（所在地）

第3条 本校の所在地は、千葉県我孫子市久寺家479番地の1とする。

第2章 課程の組織および収容定員

（課程）

第4条 本校の課程（単位制）および収容定員は、次のとおりとする。

全日制 普通科 780名（総定員）

2 各学級の収容定員は1学級40名以下とする。

第3章 修業年限、年次、学期および休業日時

（修業年限）

第5条 本校の修業年限は次のとおりとする。

全日制課程（単位制）3年

（学年）

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第7条 年次を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

（休業日、臨時授業および臨時休業日）

第8条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 県民の日 6月15日

(3) 二階堂学園創立記念日 4月15日

(4) 日曜日

(5) 春季休業日 4月1日から4月7日まで

(6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(7) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

(8) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで

- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行なうことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行なわないことがある。

第4章 入学、退学、転学および休学等

(入学資格)

第9条 本校に入学できる者は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 前号に準ずる学校を卒業した者
- (3) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転入学および編入学資格)

第10条 転入学は、修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、これを許可することができる。

- 2 編入学は、相当年齢に達し、相当の学力があると認められる者について、相当の期間を在学すべき期間として、これを許可することができる。

(入学許可)

第11条 入学を希望する者については、選考を行ない入学を許可する。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他の書類に選抜料を添えて願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学の許可を受けた者は、すみやかに保証人連署の誓約書その他の書類に入学金を添え、提出しなければならない。

- 2 前項に定める手続が所定の期日までに行なわれなるときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第14条 生徒が転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保証人において届け出て、承認を得なければならない。

(退学)

第15条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願い出て、許可を受けなければならない。

(再入学)

第16条 第14条および前条の規定により、転学または退学した者が再入学を願い出たときは、その事由によっては許可することができる。

(休学)

第17条 生徒が病気その他やむを得ない事由のため3ヶ月以上出席することができないときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願い出

て、許可を受けなければならない。

(復学)

第18条 前条の規定により、休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願い出て許可を受けなければならない。

第5章 教育課程，学習評価および卒業等

(教育課程)

第19条 本校の教育課程は、別表に定める教科ならびに特別教育活動および学校行事等により編成する。

(学習評価)

第20条 生徒が過去に在学した高等学校において単位を修得しているときは、修得した単位数を単位制による課程をおく本校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

(卒業)

第21条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

第6章 保証人（保護者も含む）

(保証人)

第22条 保証人は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 親権者，後見人
- (2) 兄弟，縁故ある者
- (3) 成年者で独立の生計を営む者

2 保証人は、生徒の生活と教育に関するいっさいの責任を負うものとし、つねに学校教育活動に協力しなければならないものとする。

(保証人の変動)

第23条 保証人が転居または氏名変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、すみやかに届け出なければならない。

- 2 前項の変動が死亡、失そうまたは後見開始の審判もしくは破産手続開始の決定等にかかるものであるときは、あらためて、保証人を定めなければならない。
- 3 保証人が適当でない認められるときは、変更させることがある。

・・・ 中略・・・

第8章 授業料，入学料および選抜料等

(授業料，入学料及び選抜料等)

第25条 本校の授業料，入学料及び選抜料等は、次のとおりとする。

授業料	年額	336,000円
入学料		200,000円
選抜料		22,000円

施設維持費 年額

1年次 156,000円

2年次 168,000円

3年次 168,000円

2 修業年限を超過した場合は、前項の規定にかかわらず、履修しようとする単位数に応じた授業料のみとする。

授業料 1単位当たり 13,000円

(納入および納入の特例)

第26条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月から、さらに、月の中途から休学したときは、その始期に属する月の翌月から授業料等を免除することがある。

(滞納)

第27条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料等を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは退学とすることがある。

(納入金の不還付)

第28条 原則として、すでに納入した授業料等、入学料および選抜料は、返還しない。

第9章 賞罰

(褒賞)

第29条 生徒がその成績、性行とも優秀で、他の模範となるときは、褒賞を授与することができる。

(懲戒)

第30条 生徒がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行なう。

2 懲戒は、訓告、停学および退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行なうものとする。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて、出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

・・・ 中略・・・

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

授業料等義務金納入規則

1. 授業料等の納入期日は厳守すること。
2. 授業料及び諸費の納入期日は每期引き落とし日前日までに登録した各自口座に入金すること。
3. 授業料及び諸費を止むを得ず期日に納入出来ない時はあらかじめ担任にその事由を申し出て指示を受けること。前日までに納入出来ない場合は保証人から学校長にその事由書を提出、承認を受けること。
4. 1・2年次は1月下旬までに完納し、3年次は進路において指定校推薦関連で調査書を発行する場合は、その1週間前までに2期分まで完納し、卒業試験1週間前までに完納すること。